

組 合 公 報

平成 27 年 1 月 19 日
富山市下野 995 番地の 3
富山県市町村職員共済組合
電話 076 (431) 8031

公告第 17 号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 27 年 1 月 16 日付で下記のとおり理事長において専決処分したので公告する。

平成 27 年 1 月 19 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高橋 正 樹

記

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年定款第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 9 条第 4 項中「及び職員引継一般地方独立行政法人」を「、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人」に改め、第 36 条条中「地方公務員等共済組合法施行令（」の次に「昭和 37 年政令第 352 号。」を加え、「第 23 条の 3 の 4 第 1 項第 2 号」の次に「若しくは第 3 号」を加える。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項並びに附則第 7 項及び第 8 項の規定は、平成 27 年 1 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第1条 ～ 第8条 (略)</p> <p>(選挙区)</p> <p>第9条 議員は、各選挙区において選挙する。 2 ～ 3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用については、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和39年法律第152号)附則第3条の規定により組合員となった者は組合に所属する職員である組合員と、法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときの市町村(組合、一部事務組合、広域連合、地方開発事業団、特定地方独立行政法人及び職員引継一般地方独立行政法人)を含む。以下同じ。)に所属する職員である組合員とみなす。</p> <p>第10条 ～ 第35条 (略)</p> <p>(家族療養費附加金)</p> <p>第36条 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき、家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養(法第56条第2項第1号に規定する食事療養(以下「食事療養費」という。)及び同項第2号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。)を除く。以下同じ。)に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に</p>	<p>第1条 ～ 第8条 (略)</p> <p>(選挙区)</p> <p>第9条 議員は、各選挙区において選挙する。 2 ～ 3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用については、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和39年法律第152号)附則第3条の規定により組合員となった者は組合に所属する職員である組合員と、法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときの市町村(組合、一部事務組合、広域連合、地方開発事業団、特定地方独立行政法人、<u>職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人</u>)を含む。以下同じ。)に所属する職員である組合員とみなす。</p> <p>第10条 ～ 第35条 (略)</p> <p>(家族療養費附加金)</p> <p>第36条 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき、家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養(法第56条第2項第1号に規定する食事療養(以下「食事療養費」という。)及び同項第2号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。)を除く。以下同じ。)に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に</p>	<p>・地方独立行政法人法の改正 {①特定地方独立行政法人(公務員型)を一般地方独立行政法人(非公務員型)とする定款の変更を行うことが可能になったこと。②特定地方独立行政法人間又は一般地方独立行政法人間の場合に限り、合併(吸収合併又は新設合併)が可能になったこと}に伴い市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区の組合員の範囲を整備するもの。ただし、当組合においては該当者なし。</p> <p>『地方独立行政法人の主な業務』は、① 試験研究、② 大学の設置及び管理、③ 公営企業、④ 社会福祉事業、⑤ 公共的な施設の設置及び管理 など</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額)が1件につき25,000円(地方公務員等共済組合法施行令()以下「施行令」という。)第23条の3の4第1項第2号 に掲げる組合員(以下「上位所得者」という。)の被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)以上のもの(以下この項において「家族高額療養負担額」という。)が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額(以下この項において「家族特定合算対象額」という。)が25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額を控除し</p>	<p>係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額)が1件につき25,000円(地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。)第23条の3の4第1項第2号若しくは第3号)に掲げる組合員(以下「上位所得者」という。)の被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)以上のもの(以下この項において「家族高額療養負担額」という。)が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額(以下この項において「家族特定合算対象額」という。)が25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額を控除し</p>	<p>高額療養費の自己負担限度額について、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成27年1月診療分から70歳未満の所得区分が3区分(①上位②一般③低所得者)から5区分(一般職で給料月額①66.4万円以上②42.4～66.4万円未満③22.4～42.4万円未満④22.4万円未満⑤低所得者)に細分化されたことに伴い、家族療養費附加金の上位所得者に該当する者の引用条文も細分化されたため、該当する号を追加するもの。</p> <p>第36条の家族療養費附加金の規定整備により、合算高額療養費附加金の基礎控除額の上位所得者区分についても、同様に変更されることとなります。</p> <p>※ 『上位所得者の基準』 給料月額424,000円(特別職は530,000円)以上に変更なし。</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>て得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p> <p>3 ～ 5 （略）</p> <p>（家族訪問看護療養費附加金）</p> <p>第 36 条の 2 家族訪問看護療養費附加金は、法第 59 条の 3 の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額（法第 62 条の 2 の規定により高額療養費が支給される場合を除く。）にあっては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費については、支給しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 37 条 ～ 第 50 条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 6 （略）</p>	<p>て得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p> <p>3 ～ 5 （略）</p> <p>（家族訪問看護療養費附加金）</p> <p>第 36 条の 2 家族訪問看護療養費附加金は、法第 59 条の 3 の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額（法第 62 条の 2 の規定により高額療養費が支給される場合を除く。）にあっては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が 1 件につき 25,000 円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000 円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費については、支給しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 37 条 ～ 第 50 条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 6 （略）</p>	<p>第 36 条の家族療養費附加金の規定整備により、家族訪問看護療養費附加金の基礎控除額の上位所得者区分についても、同様に変更されることとなります。</p> <p>※ 『上位所得者の基準』 給料月額 424,000 円（特別職は 530,000 円）以上に 変更なし。</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除した額）が 1 件につき 25,000 円（上位所得者に係るものにあつては、50,000 円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p> <p>8 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が 50,000 円（上位所得者に係るものにあつては、100,000 円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のうち 25,000 円（上位所得者に係るものにあつては、50,000 円）以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が 1 件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が 25,000 円（上位所得者に係るものにあつては、50,000 円）未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に 25,000 円（上位所得者に係るものにあつては、50,000 円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p> <p>9 ～ 13 （略）</p>	<p>7 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除した額）が 1 件につき 25,000 円（上位所得者に係るものにあつては、50,000 円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p> <p>8 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が 50,000 円（上位所得者に係るものにあつては、100,000 円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のうち 25,000 円（上位所得者に係るものにあつては、50,000 円）以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が 1 件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が 25,000 円（上位所得者に係るものにあつては、50,000 円）未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に 25,000 円（上位所得者に係るものにあつては、50,000 円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p> <p>9 ～ 13 （略）</p>	<p>第 36 条の家族療養費附加金の規定整備により、一部負担金払戻金の基礎控除額の上位所得者区分についても、同様に変更されることとなります。</p> <p>一部負担金払戻金のうち、合算高額療養費附加金相当部分の基礎控除額の上位所得者区分についても、同様に変更されることとなります。</p> <p>※ 『上位所得者の基準』 給料月額 424,000 円（特別職は 530,000 円）以上に変更なし。</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この変更は、公告の日から施行し、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。</p> <p>2 変更後の第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項並びに附則第 7 項及び第 8 項の規定は、平成 27 年 1 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。</p>	<p>家族療養費附加金等の適用期日を規定（平成 27 年 1 月 1 日以降の診療分から）</p>

理 由 書

市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区について、新たに地方公務員等共済組合法の適用を受けることとされた職員が任意継続組合員となった場合の取扱いを規定する必要があること。

また、負担能力に応じた負担を求める観点から、70歳未満の高額療養費の算定基準額が見直されたことに伴い所得区分が細分化されたため、一部負担金払戻金等における上位所得者に関する引用条文の整備が必要なこと。

以上の理由から定款の一部を変更するもの。

定款の一部を変更する定款要綱

項 目	説 明																																																											
1 変更の目的	<p>(1) 市町村長以外の組合員が選挙する議員（職員側議員）の選挙区における「市町村」について、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、新たに地方公務員等共済組合法が適用される「定款変更一般地方独立行政法人」及び「職員引継等合併一般地方独立行政法人」の職員が、退職後、任意継続組合員となった場合には、他の組合員と同様に退職のときの市町村に含めることとするもの。</p> <p>(2) 70歳未満の組合員又は被扶養者が受けた療養に係る高額療養費の算定基準額について、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、負担能力に応じた負担を求める観点から、所得区分を現行の3段階（上位所得者・一般所得者・低所得者）から5段階に細分化されたため、当組合における一部負担金払戻金等における上位所得者の規定を整備する必要があるため。</p>																																																											
2 内 容	<p>(1) 職員側議員の選挙区について（第9条第4項関係）</p> <p>本人の申出により退職後2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができる任意継続組合員について、職員側議員の選挙区については、退職したときの市町村に含めることとされているが、新たに地方公務員等共済組合法の適用を受けることになった「定款変更一般地方独立行政法人」及び「職員引継等合併一般地方独立行政法人」の職員についても同様の取扱いとするよう規定するもの。</p> <p>（現在、地方独立行政法人は当組合構成市町村にはない。）</p> <p>(2) 一部負担金払戻金等における上位所得者について</p> <p>① 70歳未満の高額療養費の所得区分の細分化に伴い、一部負担金払戻金（附則第7項）、家族療養費附加金（第36条第1項）、家族訪問看護療養費附加金（第36条の2）、合算高額療養費附加金（一部負担金払戻金は附則第8項、家族療養費附加金は第36条第2項）における上位所得者区分の規定を整備するもの。</p> <p>② 70歳未満の高額療養費の見直しに伴う附加給付等の基礎控除額について</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>（変更前）</p> <p>平成26年12月診療分まで</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: black;">→</div> <div style="text-align: center;"> <p>（変更後）</p> <p>平成27年1月診療分から</p> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 5%;">区分</th> <th rowspan="3" style="width: 25%;">所得区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">附加給付等基礎控除額 （最終的な自己負担額）</th> <th rowspan="3" style="width: 5%;"></th> <th rowspan="3" style="width: 5%;">区分</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">合算高額以外</th> <th style="width: 15%;">合算高額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"> 上位所得者 給料月額424,000円以上 （特別職53万円以上） </td> <td style="text-align: center;">41,000円</td> <td style="text-align: center;">82,000円</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> 一般所得者 上位所得者及び低所得者 以外のもの </td> <td style="text-align: center;">25,000円</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> 低所得者 住民税非課税者 </td> <td style="text-align: center;">25,000円</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> 上位所得者 給料月額664,000円以上 （特別職83万円以上） </td> <td style="text-align: center;">41,000円 ※2</td> <td style="text-align: center;">82,000円 ※3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> 給料月額424,000円以上 664,000円未満 （特別職53万円以上83万円未満） </td> <td style="text-align: center;">41,000円 ※2</td> <td style="text-align: center;">82,000円 ※3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> 給料月額224,000円以上 424,000円未満 （特別職28万円以上53万円未満） </td> <td style="text-align: center;">25,000円</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> 給料月額224,000円未満 （特別職28万円未満） </td> <td style="text-align: center;">25,000円</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> 低所得者 住民税非課税者 </td> <td style="text-align: center;">25,000円</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	所得区分	附加給付等基礎控除額 （最終的な自己負担額）			区分	合算高額以外	合算高額	3	上位所得者 給料月額424,000円以上 （特別職53万円以上）	41,000円	82,000円	5		一般所得者 上位所得者及び低所得者 以外のもの	25,000円	50,000円			低所得者 住民税非課税者	25,000円	50,000円									上位所得者 給料月額664,000円以上 （特別職83万円以上）	41,000円 ※2	82,000円 ※3				給料月額424,000円以上 664,000円未満 （特別職53万円以上83万円未満）	41,000円 ※2	82,000円 ※3				給料月額224,000円以上 424,000円未満 （特別職28万円以上53万円未満）	25,000円	50,000円				給料月額224,000円未満 （特別職28万円未満）	25,000円	50,000円				低所得者 住民税非課税者	25,000円	50,000円		
区分	所得区分			附加給付等基礎控除額 （最終的な自己負担額）					区分																																																			
				合算高額以外	合算高額																																																							
		3	上位所得者 給料月額424,000円以上 （特別職53万円以上）	41,000円	82,000円	5																																																						
	一般所得者 上位所得者及び低所得者 以外のもの	25,000円	50,000円																																																									
	低所得者 住民税非課税者	25,000円	50,000円																																																									
	上位所得者 給料月額664,000円以上 （特別職83万円以上）	41,000円 ※2	82,000円 ※3																																																									
	給料月額424,000円以上 664,000円未満 （特別職53万円以上83万円未満）	41,000円 ※2	82,000円 ※3																																																									
	給料月額224,000円以上 424,000円未満 （特別職28万円以上53万円未満）	25,000円	50,000円																																																									
	給料月額224,000円未満 （特別職28万円未満）	25,000円	50,000円																																																									
	低所得者 住民税非課税者	25,000円	50,000円																																																									
	<p>* 平成27年4月診療分から※2は50,000円、※3は100,000円となる。</p>																																																											

3 施行期日	<p>③ 上位所得者は、給料月額 424,000 円（特別職は 53 万）以上の組合員とされているが、高額療養費の所得区分の見直しにより、上位所得者を規定する地共済法施行令第 23 条の 3 の 4 第 1 項第 2 号が同項第 2 号と同項第 3 号に分かれることになったため、引用条文に第 3 号を追加するもの。</p> <p>（この変更より上位所得者の給料月額（一般職 42,4 万円以上、特別職 53 万円以上）に変更は生じない。）</p> <p>公告の日から施行し、平成 27 年 1 月 1 日から適用</p>
--------	---